



中学校3年生及び保護者の皆さまへの大切なお知らせです。

## 埼玉県教育委員会では、県立高校（特別支援学校の高等部含む）の タブレット端末を活用した 学びを推進します



県立高校等で、生徒が使用するタブレット端末の費用は、保護者の負担でお願いします。

県内の小中学校（特別支援学校の小中学部含む）では、国のGIGAスクール構想\*により整備された1人1台のタブレット端末を用いた学びが行われています。

県立高校等でも、一人一人に応じた学習や生徒同士が教え合い学び合う「協働的な学び」などを効果的に進めるため、生徒1人1台タブレット端末を活用した学びを進めていきます。

埼玉県では、生徒が使用するタブレット端末の整備に係る費用は、保護者等の負担でお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 個別学習での活用



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



一人一人の習熟の程度等に応じた学習



マルチメディアを用いた資料、作品の制作



情報端末の持ち帰りによる家庭学習

### 協働学習での活用



グループや学級全体での発表・話し合い



複数の意見・考えを議論して整理



グループでの分担・協働による作品の制作



遠隔地や海外の学校等との交流授業

## 1人1台端末についてのQ&A

Q1:高校へ入学する前に端末を準備しておく必要がありますか。

◀ A:3月の進学先の入学に関する説明会で具体的な説明がありますので、それまでは必要ありません。なお、どのような端末をどのように整備するかは学校ごとに異なります。

Q2:入学後、端末を準備できない場合はどうすればよいですか。

◀ A:一定の条件により端末の貸出が可能になります。詳しくは3月の進学先の入学に関する説明会等でご確認ください。

Q3:特別支援学校高等部に進学する場合の費用負担はどうなりますか。

◀ A:特別支援学校で使用する端末は、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳細は、進学先の学校にご確認ください。

Q4:通信料はだれが負担するのですか。

◀ A:学校にはWi-Fi環境が整っており、学校内での通信料は県が負担します。家庭における通信料については、各家庭での負担となります。

※「GIGAスクール構想」(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)



お問い合わせ

埼玉県教育局 | CT教育推進課  
TEL 048-830-6625